

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 1 月 31 日、平成 31 年度一般会計補正予算（第 10 号）を別紙のとおり専決したので、同法第 3 項の規定により承認を求める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成31年度木古内町一般会計補正予算（第10号）

平成31年度木古内町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,561,664千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年 1月31日専決

木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰 入 金		196,575	133	196,708
	1 基金繰入金	183,211	133	183,344
歳 入 合 計		4,561,531	133	4,561,664

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		215,034	133	215,167
	2 小学校費	18,317	133	18,450
歳出合計		4,561,531	133	4,561,664